

デジタルAI教科書使用許諾契約書

後述の契約条項は、開隆堂出版株式会社（以下「弊社」といいます）が著作権を有するソフトウェアである、高等学校用の各教科書に準拠した「指導者用デジタルAI教科書」に関する、弊社とお客様との使用許諾契約（以下「本契約」といいます）の内容を定めたものです（これらの契約条項を総称して以下「本約款」といいます）。お客様は、本約款を遵守するとともに、教員、生徒、その他お客様の内部で本ソフトウェアを使用する方々（以下「ユーザ」といいます）に本約款を遵守させなければなりません。

また、お客様が本ソフトウェアの使用を開始した時点で本約款に同意いただいたものとみなし、これにより本契約が成立しますので、本約款に同意いただけない場合は本ソフトウェアの使用をしないでください。

記

第1条（定義）

- 本ソフトウェアとは、上記のソフトウェアに含まれるコンピュータプログラム、その他のデジタルコンテンツ及び弊社が別途提供することのある追加のプログラム又はデジタルコンテンツをいい、特段の記載がない限り、弊社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物を含みます。
- 本ソフトウェアの使用とは、配信サーバの利用により本ソフトウェアを使用又は使用できる状態にすること、もしくは本ソフトウェアをコンピュータにインストールして実行することをいいます。

第2条（使用条件）

- 弊社は、お客様に対して、本ソフトウェアに関し、譲渡不能で非独占的な使用权を許諾します。お客様は本約款に定める条件に従って、ユーザに本ソフトウェアを使用させることができます。
- 前項の使用許諾を受けるためにはライセンスが必要であり、ライセンス数を超えた使用は認められません。
指導者用デジタルAI教科書は、1ライセンスにつき一つの学校および組織内（一つの敷地内に限る）で5アカウントまで使用できます。
ある学校および組織に付与されたライセンスを、他の学校および組織に流用することは認められません。
- 本ソフトウェアの使用はお客様の施設内においてのみ認められ、他校の教員、生徒その他の第三者に使用させることはできません。
- お客様は、別途発行するライセンス証明書に記載されたライセンス情報を使用して、配信サーバの利用により本ソフトウェアを使用するもの、もしくは本ソフトウェアをコンピュータにインストールして実行するものとします。

第3条（ライセンス情報）

- お客様は、自己のライセンス情報ならびに本ソフトウェアを使用する権利を、弊社が別途定める場合を除き、他者に使用させず、他者と共有あるいは他者に許諾しないとともに、自己のライセンス情報の使用および管理について一切の責任を持つものとします。
- 弊社は、お客様のライセンス情報が他者に使用されたことによってお客様が被る損害については、お客様の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。お客様は、自己のライセンス情報を失念した場合は直ちに弊社に申し出るものとし、弊社の指示に従うものとします。

第4条(保証と免責)

- 1 弊社は、お客様に対して、弊社が本ソフトウェアの著作権その他本ソフトウェアについて使用許諾を行う権利を有しており、お客様の本ソフトウェアの使用を妨げる事由がないことを保証します。
- 2 弊社の故意又は重過失により損害が生じた場合を除き、弊社は、本ソフトウェアの使用によりお客様及び第三者に生じた損害を賠償する責任を負いません。
- 3 前項の規定に基づき弊社がお客様に対し損害賠償責任を負う場合、お客様が弊社に対して支払った対価の総額を上限とします。

第5条(禁止事項)

お客様は、本約款に特段の定めがある場合を除き、本ソフトウェアについて以下の行為をしてはなりません。

- (1) 本ソフトウェアの複製、改変。
- (2) 本ソフトウェアの貸与、リース、譲渡、送信(自動公衆送信、送信可能化を含む。)及び再使用許諾。
- (3) 本ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング。

第6条(お問い合わせ窓口)

本ソフトウェアに関する弊社お問い合わせ窓口は下記のとおりとします。なお、弊社の休業日は除きます。

購入やライセンスに関するお問い合わせ 製造供給部 d_hanbai@kairyudo.co.jp
導入や使用に関するお問い合わせ 情報システム部 d_support@kairyudo.co.jp

第7条(本約款の変更)

- 1 弊社は、合理的な範囲において、随時、本約款を変更できるものとします。
- 2 弊社が本約款を変更したときには、変更の事実および変更の内容を弊社ウェブサイト(URL:<https://www.kairyudo.co.jp/>)に掲示します。
- 3 前項の掲示に別段の記載がない限り、変更後の約款は、かかる変更を掲示した時点より、効力を生じるものとします。

第8条(契約期間)

- 1 本契約の期間は、契約をした時期にかかわらず、別途発行するライセンス証明書に記載されている期日までとします。
- 2 お客様は、契約期間の終了と同時に本ソフトウェアの使用ができなくなるについて予め承諾するものとします。

第9条(解除)

- 1 弊社及びお客様は、相手方が本約款のいずれかに違反し、相当期間経過後も是正がされないときは、何らの催告も要することなく、書面による通知をもって本契約を解除することができます。
- 2 前項に基づき弊社が本契約を解除した場合、お客様は、本ソフトウェアの使用を停止しなければなりません。

第10条(管轄)

万一、本契約に関し弊社とお客様との間に紛争が生じた際は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上